## 広島地区国道 2 号沿道環境社会実験協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、広島地区国道2号沿道環境社会実験協議会(以下、「協議会」という) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国道2号における沿道環境改善のため、山陽自動車道、広島岩国道路の通行料金の割引き等を社会実験として実施するとともに、その効果を検証、評価することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 社会実験の企画・運営
  - (2) 社会実験効果測定調査
  - (3) 広報活動
  - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員により構成する。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置く。
  - 2 会長は、委員の互選により選任する。
  - 3 会長は、協議会を総括し、会議の議長となる。
  - 4 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が必要に応じ開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島国道事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この規約は、平成16年10月29日から施行する。